

# 学校いじめ防止基本方針

生徒指導部

## 1 いじめの定義と本校の基本認識

〔いじめ防止対策推進法第2条第1項〕

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となって児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識のもと、全職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。また、生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師は、分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図り、「教え合い・学び合う学習」を通して、人間関係を向上させながら分かる喜びを味わい、自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう努める。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) 学校内の組織

#### ①「生徒指導部会」

- ・生徒指導主事、各学年の生徒指導担当で構成する。
- ・週1回、各学年の現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合う。

#### ②「いじめ・不登校対策委員会」

- ・校長、教頭をはじめ、全職員で構成し、必要に応じてSC、校医等を加える。
- ・全職員がいじめ・不登校問題の重大性を認識するよう、職員会議、学年会等で話題にし、全職員の共通理解を図りながら統一した見解で指導にあたる。
- ・心の相談室を設置し、週1回のSCによるカウンセリングを希望者に行う。
- ・チームとして、校長、教頭、教務、校務、不登校担当、養護教諭で組織する。
- ・不定期に開会し、不登校および欠席しがちな生徒に対しての情報交換を行い、具体的な対策・対応案を検討する。検討した事案を各学年で再度検討する。
- ・アンケートを行い、それを基に相談を実施する。いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを見逃さないように努め、特定の職員が抱え込まずに組織で対応できるような体制づくりを推進する。
- ・必要に応じて、SCを加えてケース会議を行う。（現状対策等を話し合う。）
- ・いじめ・不登校対策委員会を開催し、各学年の現状や指導の方向性について話し合う。

#### ③「学校評価検討委員会」

- ・校長、教頭、教務、校務、学年主任で構成する。
- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策を検討する。

### (2) 学校外の組織

- ・必要に応じて、知多福祉相談センターや町適応指導教室などと連携を図る。特に、町適応指導教室へ本人、保護者、SCと今後の方向性について検討する。

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

- ・お互いに認め合い、学び合い、高め合える関係が築けるよう、学校生活全体を通して、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・道徳指導と体験活動を充実させ、自他の人格と生命を大切に作る心、自尊感情を育む。
- ・「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、「傍観者」としていじめに加担することも知らせる。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がパソコンや情報端末機器の正しい利用やマナーを身につけ、ネットいじめの加害者や被害者とならないよう呼びかける。

#### (2) 早期発見のための取組

- ・テスト週間の期間にアンケートを実施し、個別相談から生徒の現状やささいな変化を見逃さないように努める。
- ・生徒手帳に掲載したりパンフレットを配布したりして、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・保護者との連絡を密にして、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめ発生時の対応

- ・いじめを発見・通報を受けたら、一部の職員で抱え込むことなく、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に全職員体制で、対応を協議し問題解決にあたる。
- ・被害生徒を最優先に考え、加害生徒には教育的配慮のもと毅然とした姿勢で対応する。
- ・教職員の共通理解、保護者の理解・協力、スクールカウンセラーや警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

### 4 重大事態への対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、または、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、直ちに町教育委員会に報告をし、校長の判断のもと、「いじめ・不登校対策委員会」に保護司や民生・児童委員などの専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。
- ・調査結果を被害生徒、保護者へ適切に情報提供し、町教育委員会に報告する。
- ・調査結果をもとに、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止に関する取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組、評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施する。

### 6 その他

- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- ・生徒指導推進連絡協議会を年1回程度、校区情報交換会を年3回程度開催し、いじめに関する情報交換や指導方針についての検討を行う。